一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和3年5月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積違反点数	当該(営)違反点数
令和3年5月18日	株式会社ユニットロード田島 (法人番号7330001012640) 代表者脇田昭彦	佐賀営業所	輸送施設の使用停止(100日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第1項第2号、法第17条第4項、法第24条、道路運送車両法第49条3項	令和3年2月5日、監査実施。12件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)乗務時間等の基準なお書き違反(安全規則第3条第4項)、(3)定期点検整備記録簿の保存義務違反(安全規則第3条2号、道路運送車両法第49条)、(4)点呼の実施義務違反(安全規則第7条)、(5)点呼の記録義務違反(第7条第5項)、(6)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(7)運行指示書に係る(作成、指示、携行)義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(8)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(9)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(10)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(11)運転者に対する指導監督の記録又は指導監督の記録保存違反(安全規則第10条第1項)、(12)自動車事故報告規則に規定する事故届出違反(法第24条)	10点	10点
	熊本県菊池郡大津町大字杉水1205番地3	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町石動字西二本杉2718-1					
令和3年5月25日	有限会社今村運輸 (法人番号1340002015309) 代表者今村輝之	本社営業所	輸送施設の使用停止(130日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第8条第1項、法第11条、法第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和2年12月8日、監査実施。12件の違反が認められた。(1)事業計画(配置車両数)に定めるところに従う義務違反(貨物自動車運送事業法(以下「法」)第8条第1項)、(2)運送約款の掲示違反(法第11条)、(3)疾病、疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(4)点呼の実施義務違反(安全規則第7条)、(5)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(6)点呼の記録(改ざん・不実記載)違反(安全規則第7条第5項)、(7)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(8)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(9)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(10)運転者に対する指導監督の記録又は指導監督の記録保存違反(安全規則第10条第1項)、(11)特定運転者に対する特別な指導監督違反(安全規則第10条第2項)、(12)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	13点	13点
	鹿児島県霧島市国分広瀬2丁目22番15-8号	鹿児島県霧島市国分広瀬2丁目22番15-8号					

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和3年5月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

令和3年5月25日	原田元博 熊本県熊本市東区戸島西	本店営業所 熊本県熊本市東区戸島	輸送施設の使用停止（105日車）、文書警告	貨物自動車運送事業法（以下「法」）第8条第1項、法第17条第1項第1号、法第17条第1項第2号、法第17条第4項、道路運送車両法第48条	令和3年1月13日、監査実施。14件の違反が認められた。(1)～(4)事業計画(営業所・自動車車庫・休憩睡眠施設・主たる事務所)に定めるところに従う義務違反(貨物自動車運送事業法（以下「法」）第8条第1項)、(5)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(6)定期点検整備の実施違反(安全規則第3条の2、道路運送車両法第48条)、(7)点呼の実施義務違反(安全規則第7条)、(8)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(9)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(10)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(11)運行指示書に係る（作成、指示、携行）義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(12)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(13)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(14)運転者に対する指導監督の記録又は指導監督の記録保存違反(安全規則第10条第1項)	11点	11点
令和3年5月25日	有限会社雄翔（法人番号8320002018488） 代表者五十川雄三 大分県豊後大野市三重町赤嶺1151番地6	本社営業所 大分県豊後大野市三重町赤嶺1151番地6	輸送施設の使用停止（10日車）、文書警告	貨物自動車運送事業法（以下「法」）第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和3年2月8日、監査実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条)、(3)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(4)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(5)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(6)運行管理規程の制定違反(安全規則第21条第1項)	1点	1点

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和3年5月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

令和3年5月28日	ベツダイ運輸株式会社(法人番号7320001005918) 代表者有吉信美	本社営業所	輸送施設の使用停止(10日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第1項第2号、法第17条第4項、法第60条第1項、道路運送車両法第48条	令和3年2月5日、監査実施。15件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(3)定期点検整備等の未実施(安全規則第3条の2、道路運送車両法第48条)、(4)点呼の実施義務違反(安全規則第7条)、(5)点呼の記録義務違反(第7条第5項)、(6)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(7)乗務等の記録義務違反(安全規則第8条)、(8)乗務等の記録事項義務違反(全規則第8条)、(9)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(10)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(11)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(12)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)、(13)特定運転者に対する特別な指導監督違反(安全規則第10条第2項)、(14)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(15)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	1点	1点
	大分県大分市西新地2丁目97番地の1	大分県大分市西新地2丁目97番地の2，3					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和3年5月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積違反点数	当該(営)違反点数
令和3年5月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 衣川和秀 東京都千代田区大手町2丁目3番地1号	臼杵郵便局 大分県臼杵市大字臼杵字浜2丁目107-712	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号、道路運送車両法第58条第1項	令和3年2月9日、監査実施。1件の違反が認められた。(1)無車検運行違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送車両法58条第1項)	－	－